

「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師」  
「理学療法士」「歯科技工士」「柔道整復師」  
に係る学校の関係手続きの手引  
関係条文

平成31年2月

文部科学省特別支援教育課

## 目 次

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師関係条文 . . . . .	1 ページ
理学療法士関係条文 . . . . .	13 ページ
歯科技工士関係条文 . . . . .	19 ページ
柔道整復師関係条文 . . . . .	25 ページ
大学設置基準条文 . . . . .	34 ページ

## ＜あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師関係条文＞

○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（抄）

（昭和22年12月20日法律第217号）

第二条 免許は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者（この項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は次の各号に掲げる者の認定した当該各号に定める養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得したものであつて、厚生労働大臣の行うあん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゆう師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して、厚生労働大臣が、これを与える。

一 厚生労働大臣 あん摩マッサージ指圧師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びはり師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びきゆう師の養成施設又はあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の養成施設

二 都道府県知事 はり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設

2 前項の認定を申請するには、申請書に、教育課程、生徒の定員その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項を記載した書類を添付して、文部科学省令・厚生労働省令の定めるところにより、これを文部科学大臣、厚生労働大臣又は養成施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

3 第一項の学校又は養成施設の設置者は、前項に規定する事項のうち教育課程、生徒の定員その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、文部科学省令・厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣又は同項の都道府県知事の承認を受けなければならない。

4～10（略）

第十八条の二 文部科学省令・厚生労働省令で定める程度の著しい視覚障害のある者（以下「視覚障害者」という。）にあつては、当分の間、第二条第一項の規定にかかわらず、学校教育法第五十七条の規定により高等学校に入学することができる者であつて、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定したあん摩マッサージ指圧師の養成施設若しくはあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の養成施設において、あん摩マッサージ指圧師については三年以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師については五年以上、これらの者となるのに必要な知識及び技能を修得したものは、試験を受けることができる。

2 前項の規定の適用については、旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を卒業した者、旧中等学校令による中等学校の二年の課程を終わつた者又は文部科学省令・厚生労働の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第五十七条の規定により高等学校に入学することのできる者とみなす。2～3（略）

3（略）

○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（抄）

（平成4年9月24日政令第301号）

（学校又は養成施設の認定）

第一条 行政庁は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「法」という。）

第二条第一項又は第十八条の二第一項に規定する学校又は養成施設（以下「学校養成施設」という。）の認定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により法第二条第一項第二号に定める養成施設の認定をしたときは、遅滞なく、当該養成施設の名称及び位置、認定をした年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

（認定の申請）

第二条 前条第一項の学校養成施設の認定を受けようとするときは、その設置者は、行政庁に申請しなければならない。この場合において、当該設置者が学校又は法第二条第一項第一号に定める養成施設（以下「厚生労働大臣認定養成施設」という。）の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（公立の学校にあっては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第四条第一項並びに第七条において同じ。）を経由して行わなければならない。

（変更の承認又は届出）

第三条 第一条第一項の認定を受けた学校養成施設（以下「認定学校養成施設」という。）の設置者は、法第二条第三項に定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 認定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により、第一条第一項の認定を受けた法第二条第一項第二号に定める養成施設（以下この項及び第六条第二項において「認定養成施設」という。）の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により認定養成施設の変更の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

（報告）

第四条 認定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項（主務省令で定めるものを除く。）を厚生労働大臣に報告するものとする。

（認定の取消し）

第六条 行政庁は、認定学校養成施設が第一条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなく

なつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により認定養成施設の認定を取り消したときは、遅滞なく、当該認定養成施設の名称及び位置、認定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

(認定取消しの申請)

第七条 認定学校養成施設について、行政庁の認定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

○あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（抄）

（昭和26年9月13日文部省・厚生省令第2号）

（認定基準）

第二条 法第二条第一項の学校及び養成施設に係る令第一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（法第二条第一項に規定する文部科学大臣の認定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者又は同法第一条に規定する学校以外の学校若しくは養成施設にあつては、法第十八条の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は三年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。
- 四 学校又は養成施設の長は、専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者であり、かつ、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の教育又は養成に相当であると認められる者であること。
- 五 別表第一教育内容の欄に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有すること。
- 六 教員は、別表第二の上欄に掲げる教育内容について、それぞれ同表の下欄に掲げる者であること。
- 七 教員のうち六人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）以上は、別表第二専門基礎分野の項各号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員（以下「専任教員」という。）であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）とすることができる。
- 八 一学級の生徒の定員は三十人以下（特別支援学校において視覚障害者（法第十八条の二第一項に規定する視覚障害者をいう。第十一号において同じ。）である生徒に対する教育を行う学級にあつては、十五人以下）であること。
- 九 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。
- 十 実習室を有すること。
- 十一 普通教室の面積は生徒一人につき一・六五平方メートル以上、実習室の面積は生徒一人につき二・一平方メートル以上であること。ただし、視覚障害者である生徒に対する教育を行うあん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設における実習室については、その面積が生徒一人につき二・一平方メートル以上で、かつ、視覚障害者である生徒が実習を行うのに適当なものであること。
- 十二 実習室は、ロッカールーム又は更衣室及び消毒設備を有すること。
- 十三 校舎の配置及び構造は、第九号から前号までに定めるもののほか、教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。
- 十四 教育上必要な器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有すること。

- 十五 臨床実習を行うのに適当な施術所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十六 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。
- 十七 専任の事務職員を有すること。
- 十八 管理及び維持経営の方法が確実であること。

(中等学校の卒業者と同等以上の学力があると認められる者)

第三条 法第十八条に規定する省令で定める旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校（以下「中等学校」という。）を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校（以下「国民学校」という。）初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による高等女学校卒業を入学資格とする同令による高等女学校の高等科又は専攻科の第一学年を修了した者
- 二 国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による実業学校卒業を入学資格とする同令による実業学校専攻科の第一学年を修了した者
- 三 旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による師範学校予科の第三学年を修了した者
- 四 旧師範教育令による附属中学校及び附属高等女学校を卒業した者
- 五 旧師範教育令（明治二十年勅令第三百四十六号）による師範学校本科第一部の第三学年を修了した者
- 六 内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程（昭和十八年文部省令第六十三号）第二条及び第五条の規定により中等学校を卒業した者又は前各号に掲げる者と同一の取扱を受ける者
- 七 旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）による青年学校本科（修業年限二年のものを除く。）を卒業した者
- 八 旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基く旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）による試験検定に合格した者及び同規程により文部大臣において専門学校入学に関し中学校又は高等女学校卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者
- 九 旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定に合格した者
- 十 旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）第七条の規定により文部大臣が中学校卒業程度において行う試験に合格した者
- 十一 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第一条第一項の表の第二号、第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者及び同法第二条第一項の表の第九号、第十八号から第二十号の四まで、第二十一号及び第二十三号の上欄に掲げる資格を有する者
- 十二 前各号に掲げる者の外、文部科学大臣において認定施設の入学又は入所に関し中等学校の卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者

(視覚障害の程度)

第四条 法第十八条の二第一項に規定する省令で定める著しい視覚障害の程度は、両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても

通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のものとする。

(特例による学校又は養成施設の認定基準)

第五条 法第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項の主務省令で定める基準は、第二条第三号から第十八号までを準用するほか、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第五十七条の規定により高等学校に入学することができる者（同法第一条に規定する学校以外の学校又は養成施設にあつては法第十八条の二第二項の規定により高等学校に入学することができる者とみなされる者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、あん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成施設については三年以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師となるのに必要な知識及び技能をあわせて修得させる学校又は養成施設については五年以上であること。

(国民学校の高等科卒業者等と同等以上の学力があると認められる者)

第六条 法第十八条の二第二項に規定する省令で定める国民学校の高等科を卒業した者又は中等学校の二年の課程を終つた者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による附属中学校及び附属高等女学校の第二学年を修了した者
- 二 旧盲学校及び聾啞学校令（大正十二年勅令第三百七十五号）による盲学校又は聾啞学校の中等部第二学年を修了した者
- 三 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校尋常科の第二学年を修了した者
- 四 旧青年学校令による普通科の課程を修了した者
- 五 内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程第一条、第二条及び第七条の規定により国民学校の高等科を卒業した者及び中等学校の二年の課程を終つた者又は前各号に掲げる者と同じの取扱いを受ける者
- 六 前各号に掲げる者の外、文部科学大臣において認定施設の入学又は入所に関し国民学校の高等科を卒業した者又は中等学校の二年の課程を終つた者と同等以上の学力を有するものと指定した者

(認定に関する報告事項)

第六条の二 令第一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 名称
- 三 位置
- 四 認定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日）
- 五 学則（課程、修業年限及び生徒の定員に関する事項に限る。）
- 六 長の氏名

(認定の申請書に添付する書類の記載事項)

第七条 法第二条第二項の省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）の設置する学校又は国の設置する養成施設にあつては第二号から第十一号までに掲げる事項とし、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。以下この条において同じ。）の設置する学校又は養成施設にあつては第一号から第十一号までに掲げる事項とする。

- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
  - 二 名称
  - 三 位置
  - 四 設置年月日
  - 五 学則
  - 六 長の氏名及び履歴
  - 七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
  - 八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
  - 九 教授用及び実習用の器械器具、標本、模型、図書その他の備品の目録
  - 十 実習施設の名称、場所及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）並びに概要
  - 十一 実習施設における最近一年間のあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうの施術を受けた者の延べ数
  - 十二 収支予算及び向こう二年間の財政計画
- 2 学校又は養成施設について、法第十八条の二第一項の文部科学大臣又は厚生労働大臣の認定を受けようとするときは、その設置者は、申請書に前項各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。ただし、国立大学法人の設置する学校若しくは国の設置する養成施設又は地方公共団体の設置する学校若しくは養成施設にあつては、前項ただし書の規定の例による。
- 3 法第二条第二項又は前項の申請書には、実習施設における実習を承諾する旨の当該実習施設の開設者の承諾書を添えなければならない。

（変更の承認又は届出を要する事項）

- 第八条 法第二条第三項の省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項に限る。）又は同項第八号に掲げる事項とする。
- 2 令第三条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く。次項において同じ。）又は前条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、同項第十号に掲げる事項の変更に伴い同項第十一号に掲げる事項を変更する場合に限る。以下この条及び次条第二号において同じ。）とする。
- 3 令第八条の規定により読み替えて適用する令第三条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項、同項第五号に掲げる事項又は同項第十号若しくは第十一号に掲げる事項とする。
- 4 令第三条第二項の規定による届出又は令第八条の規定により読み替えて適用する同項の規定による通知（前条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）は、前条第三項に規定する承諾書を提出して行わなければならない。

(変更の承認又は届出に関する報告)

第八条の二 令第三条第三項(令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

- 一 変更の承認に係る事項(第七条第一項第八号に掲げる事項を除く。)当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間
- 二 変更の届出又は通知に係る事項(第七条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項を除く。)当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

(報告を要する事項)

第九条 令第四条第一項(令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、公立の学校又は養成施設にあつては、第一号から第三号までに掲げる事項とする。

- 一 当該学年度の学年別生徒数
  - 二 前学年度の卒業者数
  - 三 前学年度における教育の実施状況の概要
  - 四 前学年度における経営の状況及び収支決算
- 2 令第四条第二項(令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

(認定の取消しに関する報告事項)

第九条の二 令第六条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項(国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)とする。

- 一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 名称
- 三 位置
- 四 認定を取り消した年月日
- 五 認定を取り消した理由

(認定取消しの申請書等に添える書類の記載事項)

第十条 令第七条の申請書又は令第八条の規定により読み替えて適用する令第七条の書面には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

- 一 認定の取消しを受けようとする理由
- 二 認定の取消しを受けようとする予定期日
- 三 在学中の生徒があるときは、その措置

別表第一(第二条及び第五条関係)									
教育内容		あん摩マツサージ指圧師	はり師	きゆう師	あん摩マツサージ指圧師はり師	あん摩マツサージ指圧師きゆう師	はり師きゆう師	あん摩マツサージ指圧師はり師きゆう師	備考
		単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	コミュニケーションを含む。
専門基礎分野	人体の構造と機能	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	運動学を含む。
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	
	保健医療福祉とあん摩マツサージ指圧、はり及びきゆうの理念	三	三	三	三	三	三	三	社会保障制度及び職業倫理を含む。
専門分野	基礎あん摩マツサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゆう学	七	八	八	九	九	九	九	東洋医学概論及び経絡経穴を含む。
	臨床あん摩マツサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゆう学	十一	十一	十一	十三	十三	十三	十五	あん摩マツサージ指圧、はり及びきゆうの適応の判断、病態生理学並びに生体観察を含む。
	社会あん摩マツサージ指圧学 社会はり学 社会きゆう学	二	二	二	二	二	二	二	
	実習	十	十二	十	十五	十三	十五	十九	施術所における臨床実習前 施術実技試験等を含む。
	臨床実習	四	四	四	四	四	四	四	三単位以上は、学校若しくは養成施設附属の実習施設又はあん摩マツサージ指圧、はり及びきゆうを行う施術所において行うこと。
	総合領域	十	十	十	十	十	十	十	あん摩マツサージ指圧、はり及びきゆうの歴史を含む。
合計		八十五	八十八	八十六	九十四	九十二	九十四	百	

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は法第二条第一項の規定により認定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは養成施設、保健師助産師看護師法（昭和三十二年法律第二百三十三号）法第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、歯科衛生士法（昭和三十二年法律第二百四十四号）第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法（昭和三十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十二年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法（昭和三十九年法律第三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、柔道整復師法（昭和三十五年法律第十九号）第十二条の規定により指定されている学校若しくは柔道整復師養成施設、視能訓練士法（昭和三十六年法律第六十四号）第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法（昭和三十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法（昭和三十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十一単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十単位以上）、はり師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十四単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十三単位以上）、きゆう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十二単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十一単位以上）、あん摩マッサージ指圧師及びはり師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十九単位以上）、あん摩マッサージ指圧師及びきゆう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十八単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十七単位以上）、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十九単位以上）、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十六単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野五十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないこと

ができる。

四 法第十八条の二第一項の規定により認定されている学校又は養成施設にあつては、当分の間、総合領域を基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うことができる。この場合における前号の規定（あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設に係る部分に限る。）の適用については、同号中「専門分野四十単位以上」とあるのは「専門分野三十単位以上」と、「専門分野五十五単位以上」とあるのは「専門分野四十五単位以上」とする。

別表第二（第二条及び第五条関係）	
基礎分野	教授するのに適当と認められる者
専門基礎分野	次の各号に掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状又は同令第六十五条の五に規定する特別支援学校の理療の教科の特別免許状（以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」と総称する。）を有する者 三 厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関を卒業した者（以下「養成機関卒業者」という。）
専門分野	次の各号に掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者 三 養成機関卒業者 四 教育職員免許法施行規則第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者

#### 附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七号）第二条第一項の認定を受けている学校又は養成施設（次条において「改正前認定学校養成施設」という。）においてあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（以下「新規則」という。）別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 改正前認定学校養成施設における新規則第二条第七号に規定する専任教員の数については、同号の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

第四条 この省令の施行の日（次条において「施行日」という。）前にこの省令による改正前のあん摩マツサーズ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（次条において「旧規則」という。）別表第二専門分野の項第四号に掲げる者に該当する教員としての経験を有する者については、新規則別表第二の規定にかかわらず、当分の間、教員として同表の専門分野の項の上欄に掲げる教育内容を教授することができる。

第五条 施行日前に旧規則別表第二専門分野の項第四号に掲げる者に該当する教員としての経験を有する者が前条の規定により施行日以後教員として同表の専門分野の項の上欄に掲げる教育内容を教授する場合における新規則第二条第七号の規定の適用については、同号中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者若しくはあん摩マツサーズ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省・厚生労働省令第一号）附則第四条の規定により同令の施行の日以後教員として別表第二の専門分野の項の上欄に掲げる教育内容を教授する者」とする。

## <理学療法士関係条文>

### ○理学療法士及び作業療法士法（抄）

（昭和40年6月29日法律第137号）

（免許）

第三条 理学療法士又は作業療法士になろうとする者は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。第11条（理学療法士国家試験の受験資格）理学療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

（理学療法士国家試験の受験資格）

第十一条 理学療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、三年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの

二～三（略）

（学校又は養成施設の指定）

第九条 行政庁は、法第十一条第一号若しくは第二号若しくは第十二条第一号若しくは第二号に規定する学校又は法第十一条第一号若しくは第二号に規定する理学療法士養成施設若しくは法第十二条第一号若しくは第二号に規定する作業療法士養成施設（以下「学校養成施設」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設の指定をしたときは、遅滞なく、当該養成施設の名称及び位置、指定をした年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

（指定の申請）

第十条 前条第一項の学校養成施設の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第十五条において同じ。）を經由して行わなければならない。

（変更の承認又は届出）

第十一条 第九条第一項の指定を受けた学校養成施設（以下「指定学校養成施設」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を經由して行わなければならない。

2 指定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を經由して行わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により、第九条第一項の指定を受けた理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設（以下この項及び第十四条第二項において「指定養成施設」という。）の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により指定養成施設の変更の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

（報告）

第十二条 指定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を經由して行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項（主務省令で定めるものを除く。）を厚生労働大臣に報告するものとする。

（指定の取消し）

第十四条 行政庁は、指定学校養成施設が第九条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなく

なつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により指定養成施設の指定を取り消したときは、遅滞なく、当該指定養成施設の名称及び位置、指定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

(指定取消しの申請)

第十五条 指定学校養成施設について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

○理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（抄）

（昭和41年3月30日文部省・厚生省令第3号）

（理学療法士に係る学校又は養成施設の指定基準学校又は養成施設の指定基準）

第二条 法第十一条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第九十条第一項に規定する者（法第十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は附則第三項各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、三年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。
- 四 別表第一に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに三を加えた数）以上は理学療法士である専任教員であること。ただし、理学療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）とすることができる。
- 五 理学療法士である専任教員は、次に掲げる者のいずれかであること。ただし、当該専任教員が免許を受けた後五年以上理学療法に関する業務に従事した者であつて、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次条第一項第四号において「大学」という。）において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学を卒業したもの又は免許を受けた後三年以上理学療法に関する業務に従事した者であつて、学校教育法に基づく大学院において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学院の課程を修了したものである場合は、この限りでない。
  - イ 免許を受けた後五年以上理学療法に関する業務に従事した者であつて、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したもの
  - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者
- 六 一学級の定員は、四十人以下であること。
- 七 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。
- 八 適当な広さの実習室を有すること。
- 九 教育上必要な機械器具、標本、模型、図書及びその他の設備を有すること。
- 十 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること。
- 十一 実習施設における臨床実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十二 管理及び維持経営の方法が確実であること。

2（略）

（指定の申請書の記載事項等）

第四条 令第十条の申請書には、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校又は養成施設にあつては、第十二号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

- 一 設置者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）
  - 二 名称
  - 三 位置
  - 四 設置年月日
  - 五 学則
  - 六 長の氏名及び履歴
  - 七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
  - 八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
  - 九 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録
  - 十 実習施設の名称、位置及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）、当該施設における実習用設備の概要並びに実習指導者の氏名及び履歴
  - 十一 実習施設における最近一年間の理学療法又は作業療法を受けた患者延数（施設別に記載すること。）
  - 十二 収支予算及び向こう二年間の財政計画
- 2 令第十六条の規定により読み替えて適用する令第十条の書面には、前項第二号から第十一号までに掲げる事項を記載しなければならない。
  - 3 第一項の申請書又は前項の書面には、実習施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者の承諾書を添えなければならない。

（変更の承認又は届出を要する事項）

- 第五条 令第十一条第一項（令第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。）若しくは同項第八号に掲げる事項又は実習施設とする。
- 2 令第十一条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。次項において同じ。）、同条第一項第七号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる事項（実習指導者に関する事項に限る。次項において同じ。）とする。
  - 3 令第十六条の規定により読み替えて適用する令第十一条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項、同項第五号に掲げる事項、同項第七号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる事項とする。

（変更の承認又は届出に関する報告）

- 第五条之二 令第十一条第三項（令第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。
- 一 変更の承認に係る事項（第四条第一項第八号に掲げる事項及び実習施設を除く。）当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間
  - 二 変更の届出又は通知に係る事項当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

（報告を要する事項）

第六条 令第十二条第一項（令第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該学年度の学年別学生数
- 二 前学年度における教育実施状況の概要
- 三 前学年度の卒業者数

2 令第十二条第二項（令第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第二号に掲げる事項とする。

（指定の取消しに関する報告事項）

第六条の二 令第十四条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

- 一 設置者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）
- 二 名称
- 三 位置
- 四 指定を取り消した年月日
- 五 指定を取り消した理由

（指定取消しの申請書等の記載事項）

第七条 令第十五条の申請書又は令第十六条の規定により読み替えて適用する令第十五条の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする予定期日
- 三 在学中の学生があるときは、その措置

別表第一（第二条関係）			
教育内容		単位数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤	十四	
	人間と生活		
社会の理解			
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	十二	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	十四	栄養、薬理、医用画像、救急救命及び予防の基礎を含む。
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	四	自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携の理解を含む
専門分野	基礎理学療法学	六	
	理学療法管理学	二	職場管理、理学療法教育及び職業倫理を含む
	理学療法評価学	六	医用画像の評価を含む。
	理学療法治療学	二十	喀痰等の吸引を含む。
	地域理学療法学	三	
	臨床実習	二十	
合計		百一	

<歯科技工士関係条文>

○歯科技工士法（抄）

（昭和 30 年 8 月 16 日法律第 168 号）

（免許）

第三条 歯科技工士の免許（以下「免許」という。）は、歯科技工士国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

（受験資格）

第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者

二～四（略）

○歯科技工士法施行令（抄）

（昭和30年9月7日政令第228号）

（学校又は養成所の指定）

第九条 行政庁は、法第十四条第一号に規定する歯科技工士学校又は同条第二号に規定する歯科技工士養成所（以下「学校養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により歯科技工士養成所の指定をしたときは、遅滞なく、当該歯科技工士養成所の名称及び位置、指定をした年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

（指定の申請）

第十条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第十六条において同じ。）を経由して行わなければならない。

（変更の承認又は届出）

第十一条 第九条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により、第九条第一項の指定を受けた歯科技工士養成所（以下この項及び第十五条第二項において「指定養成所」という。）の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により指定養成所の変更の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

（報告）

第十二条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項（主務省令で定めるものを除く。）を厚生労働大臣に報告するものとする。

（指定の取消し）

第十五条 行政庁は、指定学校養成所が第九条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条の規定による行政庁の指示に従わないとき、

又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により指定養成所の指定を取り消したときは、遅滞なく、当該指定養成所の名称及び位置、指定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

(指定取消しの申請)

第十六条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

○歯科技工士学校養成所指定規則（抄）

（昭和31年2月24日厚生省令第3号）

（指定基準）

第二条 令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 入学又は入所資格は、学校教育法第九十条第一項に掲げるもの（歯科技工士法第十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により同項に規定する者を当該大学に入学させる場合を含む。）であること。
- 二 修業年限は、二年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- 四 別表に掲げる各教育内容を教授するために適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員であること。
- 五 学生又は生徒の定員は、一学級十人以上三十五人以内であること。
- 六 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
- 七 基礎実習室、歯科技工実習室及び歯科理工学検査室を有すること。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 管理及び維持経営の方法が確実であること。

（指定に関する報告事項）

第二条の二 令第九条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する歯科技工士養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 名称
- 三 位置
- 四 指定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日）
- 五 学則（修業年限及び生徒の定員に関する事項に限る。）
- 六 長の氏名

（指定の申請書の記載事項等）

第三条 令第十条の申請書には、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校養成所にあつては、第九号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 名称
- 三 位置
- 四 設置年月日
- 五 学則
- 六 長の氏名
- 七 教員の氏名及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- 八 校舎の各室の用途及び面積

## 九 収支予算及び向こう二年間の財政計画

- 2 令第十七条の規定により読み替えて適用する令第十条の書面には、前項第二号から第八号までに掲げる事項を記載しなければならない。
- 3 第一項の申請書又は前項の書面には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - 一 長及び教員の履歴書
  - 二 校舎の配置図及び平面図
  - 三 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書目録

(変更の承認又は届出を要する事項)

- 第四条 令第十一条第一項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び学生又は生徒の定員に関する事項に限る。）又は同項第八号に掲げる事項とする。
- 2 令第十一条第二項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び学生又は生徒の定員に関する事項を除く。）とする。

(変更の承認又は届出に関する報告)

- 第四条の二 令第十一条第三項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。
- 一 変更の承認に係る事項（第三条第一項第八号に掲げる事項を除く。） 当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間
  - 二 変更の届出又は通知に係る事項 当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

(報告を要する事項)

- 第五条 令第十二条第一項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 当該学年度の学年別の学生又は生徒の数
  - 二 前学年度の卒業生数
  - 三 前学年度における教育実施状況の概要
  - 四 前学年度における経営の状況及び収支決算
- 2 令第十二条第二項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

(指定の取消しに関する報告事項)

- 第五条の二 令第十五条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する歯科技工士養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。
- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
  - 二 名称
  - 三 位置

四 指定を取り消した年月日

五 指定を取り消した理由

(指定取消しの申請書等の記載事項)

第六条 令第十六条の申請書又は令第十七条の規定により読み替えて適用する令第十六条の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする予定期日
- 三 在学中の学生又は生徒があるときは、その措置

別表第一（第二条関係）		
教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	五
	人間と生活	
専門基礎分野	歯科技工と歯科医療	三
	歯・口腔 <sup>くう</sup> の構造と機能	七
	歯科材料・歯科技工機器と加工技術	七
専門分野	有床義歯技工学	十二
	歯冠修復技工学	十三
	矯正歯科技工学	二
	小児歯科技工学	二
	歯科技工実習	十一
合計		六十二

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 歯・口腔くうの構造と機能、歯科材料・歯科技工機器と加工技術、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学及び小児歯科技工学の教育については、基礎実習教育を含む。

三 歯科技工実習は、少なくとも、学生又は生徒十人に対し一人の割合の歯科医師又は歯科技工士によつて教育するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十四条第一号又は第二号の指定を受けている歯科技工士学校又は歯科技工士養成所において歯科技工士として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容その他の事項については、この省令による改正後の歯科技

工士学校養成所指定規則第二条第三号及び第四号並びに別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

## <柔道整復師関係条文>

### ○柔道整復師法（抄）

（昭和45年4月14日法律第19号）

（免許）

第三条 柔道整復師の免許（以下「免許」という。）は、柔道整復師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

（受験資格）

第十二条 試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者（この項の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した柔道整復師養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ、受けることができない。

2（略）

○柔道整復師法施行令（抄）

（平成4年9月24日政令第302号）

（学校又は養成施設の指定）

第二条 行政庁は、法第十二条第一項に規定する学校又は柔道整復師養成施設（以下「学校養成施設」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により柔道整復師養成施設の指定をしたときは、遅滞なく、当該柔道整復師養成施設の名称及び位置、指定をした年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

（指定の申請）

第三条 前条第一項の学校養成施設の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第八条において同じ。）を経由して行わなければならない。

（変更の承認又は届出）

第四条 第二条第一項の指定を受けた学校養成施設（以下「指定学校養成施設」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 指定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により、第二条第一項の指定を受けた柔道整復師養成施設（以下この項及び第七条第二項において「指定養成施設」という。）の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により指定養成施設の変更の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

（報告）

第五条 指定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項（主務省令で定めるものを除く。）を厚生労働大臣に報告するものとする。

（指定の取消し）

第七条 行政庁は、指定学校養成施設が第二条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定養成施設の指定を取り消したときは、遅滞なく、当該指定養成施設の名称及び位置、指定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

(指定取消しの申請)

第八条 指定学校養成施設について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

○柔道整復師学校養成施設指定規則（抄）

（昭和 47 年 5 月 13 日 文部省・厚生省令第 2 号）

（指定基準）

第二条 令第二条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（法第十二条第一項に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者又は同法第一条に規定する学校以外の学校若しくは養成施設にあつては、法附則第十一項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、三年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。
- 四 学校又は養成施設の長は、専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者であり、かつ、柔道整復師の教育又は養成に相当であると認められる者であること。
- 五 別表第一教育内容の欄に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有すること。
- 六 教員は、別表第二の上欄に掲げる教育内容について、それぞれ同表の下欄に掲げる者であること。
- 七 教員のうち六人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数）以上は、別表第二専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第二号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員（以下「専任教員」という。）であること。ただし、専任教員の数、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数）とすることができる。
- 八 一学級の生徒の定員は三十人以下であること。
- 九 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。
- 十 実習室を有すること。
- 十一 普通教室の面積は生徒一人につき一・六五平方メートル以上、実習室の面積は生徒一人につき二・一平方メートル以上であること。
- 十二 実習室は、ロッカールーム又は更衣室を有すること。
- 十三 校舎の配置及び構造は、第九号から前号までに定めるもののほか、教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。
- 十四 教育上必要な器械器具、模型、図書及びその他の備品を有すること。
- 十五 臨床実習を行うのに適当な施術所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十六 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。
- 十七 専任の事務職員を有すること。
- 十八 管理及び維持経営の方法が確実であること。

(指定に関する報告事項)

第二条の二 令第二条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 名称
- 三 位置
- 四 指定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日）
- 五 学則（修業年限及び生徒の定員に関する事項に限る。）
- 六 長の氏名

(指定の申請書に添える書類の記載事項)

第三条 令第三条の申請書（第三項において「申請書」という。）には、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校又は養成施設にあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載した書類を添えなければならない。

- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
  - 二 名称
  - 三 位置
  - 四 設置年月日
  - 五 学則
  - 六 長の氏名及び履歴
  - 七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
  - 八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
  - 九 教授用及び実習用の器械器具、模型、図書その他の備品の目録
  - 十 実習施設の名称、場所及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）並びに概要
  - 十一 実習施設における最近一年間の柔道整復の施術を受けた者の延べ数
  - 十二 収支予算及び向こう二年間の財政計画
- 2 令第九条の規定により読み替えて適用する令第三条の書面（次項において「書面」という。）には、前項第二号から第十一号までに掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 3 申請書又は書面には、実習施設における実習を承諾する旨の当該実習施設の開設者の承諾書を添えなければならない。

(変更の承認又は届出を要する事項)

第四条 令第四条第一項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項に限る。）又は同項第八号に掲げる事項とする。

- 2 令第四条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く。次項において同じ。又は前条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、同項第十号に掲げる事項の変更に伴い同項第十一号に掲げる事項を変更する場合に限る。以下この条及び

次条第二号において同じ。))とする。

- 3 令第九条の規定により読み替えて適用する令第四条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は、同項第五号に掲げる事項又は同項第十号若しくは第十一号に掲げる事項とする。
- 4 令第四条第二項の規定による届出又は令第九条の規定より読み替えて適用する同項の規定による通知（前条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）は、前条第三項に規定する承諾書を提出して行わなければならない。

（変更の承認又は届出に関する報告）

第四条の二 令第四条第三項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

- 一 変更の承認に係る事項（第三条第一項第八号に掲げる事項を除く。）当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間
- 二 変更の届出又は通知に係る事項（第三条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項を除く。）当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

（報告を要する事項）

第五条 令第五条第一項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該学年度の学年別生徒数
  - 二 前学年度の卒業者数
  - 三 前学年度における教育の実施状況の概要
  - 四 前学年度における経営の状況及び収支決算
- 2 令第五条第二項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

（指定の取消しに関する報告事項）

第五条の二 令第七条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 名称
- 三 位置
- 四 指定を取り消した年月日
- 五 指定を取り消した理由

（指定取消しの申請書等に添える書類の記載事項）

第六条 令第八条の申請書又は令第九条の規定により読み替えて適用する令第八条の書面には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由

- 二 指定の取消しを受けようとする予定期日
- 三 在学中の生徒があるときは、その措置

別表第一（第二条関係）			
教育内容		単位数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	十四	
専門基礎分野	人体の構造と機能	十五	高齢者及び競技者の生理学的特徴・変化を含む。
	疾病と障害	十一	
	柔道整復術の適応	二	
	保健医療福祉と柔道整復の理念	八	職業倫理を含む。
	社会保障制度	一	
専門分野	基礎柔道整復学	十	外傷保存療法の経過及び治癒の判定を含む。
	臨床柔道整復学	十七	物理療法機器等の取扱い及び柔道整復術適応の臨床的判定（医用画像の理解を含む。）を含む。
	柔道整復実技	十七	高齢者及び競技者の外傷予防技術並びに臨床実習前施術試験等を含む。
	臨床実習	四	
合 計		九十九	

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七号）第二条第一項の規定により認定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは養成施設、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）法第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十二年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しく

は理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十五単位（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十七単位以上及び専門分野四十四単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第二 （第二条関係）

基礎分野	教授するのに適当と認められる者
専門基礎分野	<p>次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 医師</li> <li>二 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者</li> <li>三 柔道整復師の免許を取得してから五年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者（柔道整復術の適応以外の教育内容を教授する場合に限る。）</li> </ul>
専門分野	<p>次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 医師</li> <li>二 柔道整復師の免許を取得してから五年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者</li> </ul>

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現に柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十二条第一項の指定を受けている学校又は柔道整復師養成施設（次項において「改正前指定学校養成施設」という。）において柔道整復師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の柔道整復師学校養成施設指定規則（次項において「新規規則」という。）別表第一の規定に

かかわらず、なお従前の例によることができる。

- 3 改正前指定学校養成施設における新規則第二条第七号に規定する専任教員の数については、同号の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

## <大学設置基準条文>

### ○大学設置基準（抄）

（昭和31年10月22日文部省令第28号）

（単位）

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

3（略）